

湯河原町税条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(納税証明事項等)</p> <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第27条 <u>軽自動車税は、軽自動車のうち、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p><u>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第27条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収につ</u></p>	<p>(納税証明事項等)</p> <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第27条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p><u>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u></p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第27条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者</u></p>	<p>削る</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>いては、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>	<p><u>とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p></p> <p>削る</p> <p>削る</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>(環境性能割の課税標準)</u> <u>第27条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>(環境性能割の税率)</u> <u>第27条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> <u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第27条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u></p>		<p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第27条の6 町長は、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車のうち、必要と認めるものに対し、環境性能割を減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 公益のため直接専用するものと認められる3輪以上の軽自動車</u></p> <p><u>(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が取得する3輪以上の軽自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が取得する3輪以上の軽自動車を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活するものに限る。）のため当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活するものに限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</u></p> <p><u>(3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである3輪以上の軽自動車</u></p> <p><u>(4) その他特別の理由があると認められる3輪以上の軽自動車</u></p> <p><u>2 前項第2号の規定により環境性能割の減免を受けようとする</u></p>		削る

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>者は、町長が必要と認める書類を提示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項第3号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長に対して当該3輪以上の軽自動車の提示（町長が、当該3輪以上の軽自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。</u></p> <p>4 <u>第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による環境性能割の減免について準用する。</u> (種別割の課税免除)</p> <p><u>第27条の7 軽自動車等のうち商品であって使用しないものに対しては、種別割を課さない。</u> (種別割の税率)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) (略) (3) (略) (種別割の納期)</p> <p>第29条 <u>種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。</u> 2 (略) (種別割に関する申告)</p> <p>第30条 <u>種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式に申告書、原動機付自転車及び小型</u></p>	<p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p><u>第27条の3 軽自動車等のうち商品であって使用しないものに対しては、軽自動車税を課さない。</u> (軽自動車税の税率)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) (略) (3) (略) (軽自動車税の納期)</p> <p>第29条 <u>軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。</u> 2 (略) (軽自動車税に関する申告)</p> <p>第30条 <u>軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式に申告書、原動機付自転車及び</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、必要に応じてその者の住所その他申告事項について確認できる書類の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合には、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(種別割に関する報告)</p> <p>第31条 第27条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は町長から当該軽自動車等の買主の住所</p>	<p>小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、必要に応じてその者の住所その他申告事項について確認できる書類の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合には、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(軽自動車税に関する報告)</p> <p>第31条 第27条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は町長から当該軽自動車等の買主の住所</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する種別割の賦課徴収に関し町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対し、種別割を減免することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>—</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、町長が必要と認める書類を提示しなければならない。</p> <p>3 第1項第3号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、町長に対して当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をしなければならない。</p> <p>4 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による種別割の減免について準用する。</p> <p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定により、種別割を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者</p>	<p>又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の賦課徴収に関し町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対し、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>—</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長が必要と認める書類を提示しなければならない。</p> <p>3 第1項第3号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長に対して当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をしなければならない。</p> <p>4 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による軽自動車税の減免について準用する。</p> <p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 法第443条第2項ただし書又は法第445条の規定により、軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定により、<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p>	<p>用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定により、<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p>	
3 (略)	3 (略)	
5 (略)	5 (略)	
6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して <u>種別割</u> が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。	6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して <u>軽自動車税</u> が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。	
7 (略)	7 (略)	
8 (略)	8 (略)	
附 則	附 則	
(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	
第14条 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同	第14条 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同	

現 行	改 正 後	備 考
<p>項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(6) (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(6) (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条 (略)</p>	

現 行	改 正 後	備 考
2 (略)	2 (略)	
3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	3 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	
4 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	4 <u>法附則第15条第24項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	
5 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	5 <u>法附則第15条第24項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	
6 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	6 <u>法附則第15条第24項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	
7 <u>法附則第15条第25項第2号</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>7分の6</u> とする。	7 <u>法附則第15条第24項第2号</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>5分の3</u> とする。	
8 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。	8 <u>法附則第15条第24項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	
9 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。	9 <u>法附則第15条第24項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	
10 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。	10 <u>法附則第15条第24項第4号</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。	
11 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。		削る
12 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u> に規定する設備について同号に		削る

現 行	改 正 後	備 考
<p>規定する条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u></p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第4号</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u></p>		削る
14 (略)	11 (略)	
15 (略) <u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u>	12 (略)	削る
<p>第16条の2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第7条から第9条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p>		
<p>2 <u>県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車</u>が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>		
<p>3 <u>県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第16条の5の規定により読み替えられた第27条</u></p>		

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>の5第1項の納期限(納期限の延長があった時は、その延長があった時は、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の課税免除)</u></p> <p>第16条の3 <u>当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減</u></p>		<p>削る</p> <p>削る</p>

現 行	改 正 後	備 考									
<p>免の特例)</p> <p>第16条の4 町長は、当分の間、第27条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。 (軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第16条の5 第27条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。 (軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第16条の6 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第16条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第27条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="199 1751 715 2033"> <tbody> <tr> <td>第27条の4第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第27条の4第2号</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第27条の4第3号</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車</p>	第27条の4第1号	100分の1	100分の0.5	第27条の4第2号	2	1	第27条の4第3号	3	2		<p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p>
第27条の4第1号	100分の1	100分の0.5									
第27条の4第2号	2	1									
第27条の4第3号	3	2									

現 行	改 正 後	備 考
<p>に対する第27条の4第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソ</p>	<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>リン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割</u>に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p><u>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第28条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割</u>に限り、<u>同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第18条 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土</p>	<p>この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>令和8年度分の軽自動車税</u>に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第18条 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に</p>	<p>削る</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第29条第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第30条及び第31条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第29条第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第30条及び第31条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 （固定資産税に関する経過措置）</p>	

現 行	改 正 後	備 考
	<p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の湯河原町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</p> <p>3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p> <p>（湯河原町税条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>第4条 （略）</p>	

○湯河原町税条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第4条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p> </p> <p>12 (略)</p> <p>13 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る湯河原町税条例第28条及び附則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; margin: 10px auto; text-align: center;">(略)</div>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p> </p> <p>12 (略)</p> <p>13 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る湯河原町税条例第28条及び附則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; margin: 10px auto; text-align: center;">(略)</div> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	